

①、②をご確認のうえ大切に保管してください



① 資格確認書とは・・

- ・ 資格確認書は医療機関等でマイナ保険証による保険資格の確認ができない状況にある方に対して、有効期限を定めて交付するものです。

【マイナ保険証での資格確認が基本であるため、資格確認書での資格確認は例外的な位置づけです。】

マイナ保険証による資格確認ができない状況にある方（資格確認書の交付対象者）の例

マイナンバーカードを作っていない方	マイナンバーカードを返納した方	マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている方
マイナンバーカードを持っているが、健康保険証利用登録を行っていない方	マイナンバーカードを紛失・き損した方	マイナンバーカードの更新中の方
マイナ保険証による受診には第三者（介助者など）のサポートが必要な方		

- ・ マイナンバーカードを返納した方など将来的にマイナ保険証を使う予定がない方を除き、有効期限内にマイナ保険証への切り替え手続きをお願いします。

※マイナ保険証への切り替え
手続きのご案内は、こちらから ▶



② 取扱いにあたっての留意点

- ・ 資格確認書の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を記載してください。
- ・ 保険医療機関等で診療を受けるときは、窓口で提示してください。（70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、高齢受給者証を添えてください。
- ・ 退職等により資格を喪失したとき、又は被扶養者でなくなったときは、5日以内に資格確認書を事業主に提出してください。ただし、任意継続被保険者の方は、健康保険組合へ直接届出してください。
- ・ 氏名などに変更があったときは、届出に資格確認書を添付のうえ、直ちに事業主を経由して届出してください。ただし、任意継続被保険者の方は、健康保険組合へ直接届出してください。
- ・ 資格確認書を紛失・き損したときは、『健康保険 資格確認書再交付申請書』を直ちに事業主を経由して、健康保険組合へ届出を行い、資格確認書の再交付をうけてください。
- ・ 不正に資格確認書を使用した場合、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあります。

マイナ保険証で医療機関を受診しましょう



マイナ保険証とは、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるよう、登録したものです。(手続きはご自身で行います)

① マイナ保険証を利用した医療機関等の窓口での受付の仕方

①カード読み取り



②本人確認



③同意



④完了



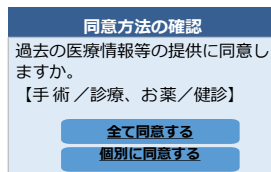
マイナンバーカードを
カードリーダーに入れる



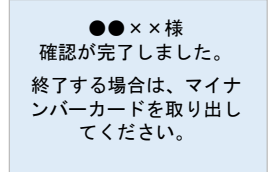
or



顔認証または暗証番号の
入力をお願いします



医師・薬剤師に提供
するか選択



受付完了後にリーダー
からカードを取って終了

※医療機関等の窓口で、職員の方の指示があればそちらに従ってください。



万が一、カードリーダーの故障等で資格が確認できない場合は以下の方法で確認することとなり、以下の提示ができれば保険診療が可能です。
①「マイナ保険証」+「マイナポータルの資格情報の画面提示」（ダウンロードしたPDFも可）または健保組合から通知された「資格情報のお知らせ」の提示（裏面留意事項②もご参照ください）
②「マイナ保険証」+「被保険者資格申立書」（医療機関等窓口で記載する用紙）

② マイナ保険証を利用し続けるための注意事項

① マイナンバーカードは必ず更新手続きをしましょう

マイナンバーカードには、ICチップに電子証明書の**5年の有効期限**が設定されています。有効期限経過後、3か月後の末日には証明書が無効となり、マイナ保険証としても利用ができなくなります。

有効期限前には、**自治体から「有効期限通知書」が届きますので必ず更新**を行きましょう。

② 転居時はマイナンバーカードを持って速やかに自治体に手続きをしましょう

転出・転入時には自治体に届出を行いますが、併せてマイナンバーカードも窓口に出す必要があります。

以下の場合、マイナンバーカードが利用ができなくなります。

- ・ 転出届の受理以降に転出予定日を迎え、転入届の手続きしていない場合（失効後は転入先の自治体窓口で更新が必要）
- ・ 転入の届出をしてから90日以内にマイナンバーカードの継続利用の手続きを行わなかった場合（転居者全員が対象）

なお、継続利用申請をするには、「転入届の提出を引越した日から14日以内」かつ「転入届の提出を転居予定日から30日以内」にしている必要があります。

※転居時の詳細な取り扱い等は自治体へご確認ください。

③ マイナンバーカードを紛失したら自治体で再交付を受けましょう

マイナンバーカードを紛失した場合、マイナンバー総合サイトでカードの一時停止ができます。再発行については、お住まいの自治体へお問い合わせください。なお、すぐに医療機関等へ受診の予定がある場合は、石油製品販売健康保険組合に「資格確認書交付申請書」をご提出ください。

④ 国外転出時は自治体に手続きをしましょう

国外転出予定日の前日までに「**マイナンバーカード及び個人番号カード国外継続利用申請書**」の提出を行きましょう。手続きを国外転出予定日の前日までに行わないまま国外転出をすると、マイナンバーカードは国外転出予定日に失効します。

なお、手続き後は、**国外転出者向けマイナンバーカード**として手元に返却され、国外転出後も利用可能となります。